

主な「受検の手引」販売先一覧表		
名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒 105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒 417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒 980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒 950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒 460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル5F	052-962-2394
同 関西支部	〒 540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒 730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒 760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイトビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒 901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒 905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和3年度2級建設機械施工管理技術検定試験(第一次検定のみ)(第2回)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8

TEL 03-3433-1575 (平日9:30～12:00/13:00～17:30)

FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部700円(郵送で請求のときは送料共で1部950円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

(建設業法に基づく建設機械施工管理技士補および建設機械施工管理技士になるための国家試験)

令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定試験

【第一次検定のみ】(第2回)

受 検 の 手 引

受付期間	令和3年9月21日(火)～10月20日(水) ※締切日 10月20日の消印まで有効
------	---

試験日	令和4年1月16日(日)				
試験地	札幌市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

【 注 意 】

注1) 本手引きは、「第一次検定のみ」の手引となります。

手引の種類	適 用
【 第 一 次 検 定 の み 】	令和3年度に第一次検定だけを受検する方の手引です。 令和4年3月31日時点で、満17歳以上であることが受検資格となります。

注2) 試験地は、都合により変更する場合があります。

注3) 受検申込の書類を提出後は、氏名および住所の変更に係る変更以外の記載内容は変更できません。この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申込みをしてください。受検の申込みをした場合は、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。申込みは、この手引に同封の専用の封筒を使用し簡易書留で郵送してください。他の方法で送付した場合は、その申込みは無効となりますので、注意してください。

注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っておりません。

注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる可能性があります。変更となる場合は、協会ホームページでお知らせいたします。

国土交通大臣指定試験機関



一 般

社 団 法 人

日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

2級建設機械施工管理技士となるために

◎2級建設機械施工管理技士となるためには、第二次検定まで合格する必要があります。

＊技術検定として実施している試験には、「A：【第一次検定・第二次検定】」、「B：【第一次検定のみ】」、「C：【第二次検定のみ】」の3種類があります。(受検される方のご都合に合わせて選択できます。)

＊Bの「第一次検定のみ」の試験は、原則として、年2回(6月と翌年1月)に行います。

＊第一次検定の合格者は、「2級建設機械施工管理技士補」の称号が付与されます。ただし、合格証明書の交付申請を行いその交付を受けた者に限ります。

A：【第一次検定・第二次検定】

【第一次検定・第二次検定】の受検の手引により受検申込を行い、その申込の年度内に第一次検定と第二次検定の両方を受検する場合の試験です。

受検資格[＊]として、受検種別(第1種～第6種)の建設機械に関する実務経験が必要で、学歴と卒業学科(指定学科と指定学科以外に区分)により、必要な年数が決まっています。

※受検資格については、この手引の21頁をご覧ください。

B：【第一次検定のみ】(原則として、6月と翌年1月の年2回実施)

【第一次検定のみ】の**本手引**により受検申込を行い、その試験に合格した翌年度以降に第二次検定を受検しようとする場合の試験です。

受検資格は、受検する年の年度末に17歳以上となる方であれば、どなたでも受検できます。

C：【第二次検定のみ】

下記の(1)または(2)の方が、第二次検定だけを受検しようとする場合の試験です。

(1) 令和3年度以降の第一次検定の合格者(①または②の該当者)

①上記Aにより、第一次検定を合格した者

②上記Bにより、第一次検定を合格した者のうち、Aの受検資格として必要な実務経験年数を満たす者

(2) 平成28年度～令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の学科試験の合格者

平成28年度～令和2年度までの2級学科試験の合格者は、合格年度を含む12年間に行われる連続する2回の第二次検定について、第一次検定の免除を受けて受検できます。[＊]

※詳細はAまたはCの受検の手引(当協会ホームページでも掲載)をご覧ください。

試験の種類と概要

試験の種類		試験の概要			
		第一次検定		第二次検定	
		共通問題	種別問題	(筆記)施工管理法	実技試験
		四者択一式	四者択一式	四者択一式	
A	【第一次検定・第二次検定】	全員が受検	選択した種別を受検	全員が受検 ※試験は第一次検定と同一日	第一次検定に合格した者が受検できます。
B	【第一次検定のみ】	全員が受検	選択した種別を受検	第一次検定合格の翌年度以降に、必要な実務経験年数を満たすことで受検できます。	
C	【第二次検定のみ】	(合格済み) ※C(1)または(2)の方が対象		全員が受検	全員が受検

はじめに

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であることを確認するものです。

1級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象に、2級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者として実務に従事する者を対象に、上記の知識と能力を有するかを判定するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付され、第一次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

1級または2級の技士は、建設業の許可に必要な有資格者となれるほか、建設工事の施工現場において、1級技士は監理技術者および主任技術者、2級技士は主任技術者としての資格が与えられます。

また、監理技術者の専任が求められる現場において、監理技術者の下に1級技士補を配置することで、当該監理技術者はもう1つの現場(1級技士補が配置されている現場に限る。)の監理技術者を兼務することができます。

受検の申込みおよび受検にあたっての重要な注意事項

1. 受検の申込みは、受検の手引に同封された専用の封筒を使用し、簡易書留により郵送してください。

2. 受検申込の期限は厳守してください。**期限を過ぎた申込みは受理いたしません。**

申込期限	令和3年10月20日(水) ※当日の消印まで有効
------	--------------------------

3. 受検手数料は、所定の期限までに必ず払い込みしてください。**期限を過ぎて払い込まれた場合は、受検できません。**その場合、所定の事務手数料を差し引いたうえで返金します。【詳細は4頁】

第一次検定の受検手数料	令和3年10月20日(水)まで(受検申込書類の送付日まで)
-------------	-------------------------------

4. 受検票の発送は、下記を予定しています。

表中【 】内の期日までに届かない場合は、当協会試験部(03- 3433- 1575)までご連絡ください。

第一次検定	令和3年12月8日(水)【令和3年12月14日まで】
-------	----------------------------

5. 受検当日は、時間に余裕をもって参集してください。災害等のやむを得ない事由により**試験日程の変更や中止となる場合は、当協会のホームページでお知らせします。**

6. **試験の合否に関する電話等による確認や採点に関するお問い合わせには一切お応えできません。**合格発表の方法および日時については19頁でご確認ください。

目 次

1. 資格取得までの流れ、日程(予定)..... 1

1.1 資格取得までの流れ 1

1.2 主なスケジュール(予定) 2

2. 受検資格..... 3

3. 受検の申込み..... 3

3.1 受付期間、提出先..... 3

3.2 試験の方法、日程、受検手数料等..... 3

3.3 申込手順と注意事項 3

4. 提出書類..... 6

5. 提出書類の記載方法等 7

5.1 【E票①、②】2級技術検定受検申請書、履歴票 7

5.2 【F票⑤】2級技術検定(第一次検定)合格証明書交付申請書..... 7

5.3 【G票⑩、コンピュータ入力票】受検申込書(第一次検定のみ)..... 9

5.4 【票⑪】郵便振替払込受付証明書貼付欄..... 11

5.5 【票⑫、⑬(裏面)】写真票..... 12

6. 試験日程及び試験地等 13

6.1 試験の日時..... 13

6.2 第一次検定の試験地、時間割 13

6.3 試験地についての注意事項 13

7. 試験方法及び内容 14

7.1 試験の種別..... 14

7.2 試験方法..... 14

7.3 試験科目と検定基準 14

8. 身体の不自由がある方の受検について 17

9. 申込み内容の変更、取り消し手続き..... 17

9.1 住所、氏名等の変更 17

9.2 受検の取り消し..... 18

10. 受検時の注意事項 18

11. 合格発表、合否通知 19

12. 合格証明書の交付申請手続き..... 20

13. 合格者の処遇 20

14. 不正行為に対する措置 20

15. 個人情報の取扱 21

16. 第二次検定の受検等【参考】..... 21

16.1 第二次検定の受検資格..... 21

16.2 実務経験 23

16.3 第二次検定試験 26

16.4 第二次検定(実技)の試験会場 27

16.5 第二次検定の合格者の処遇..... 27

17. よくある質問 28

(巻末)各種様式

*郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】..... 32

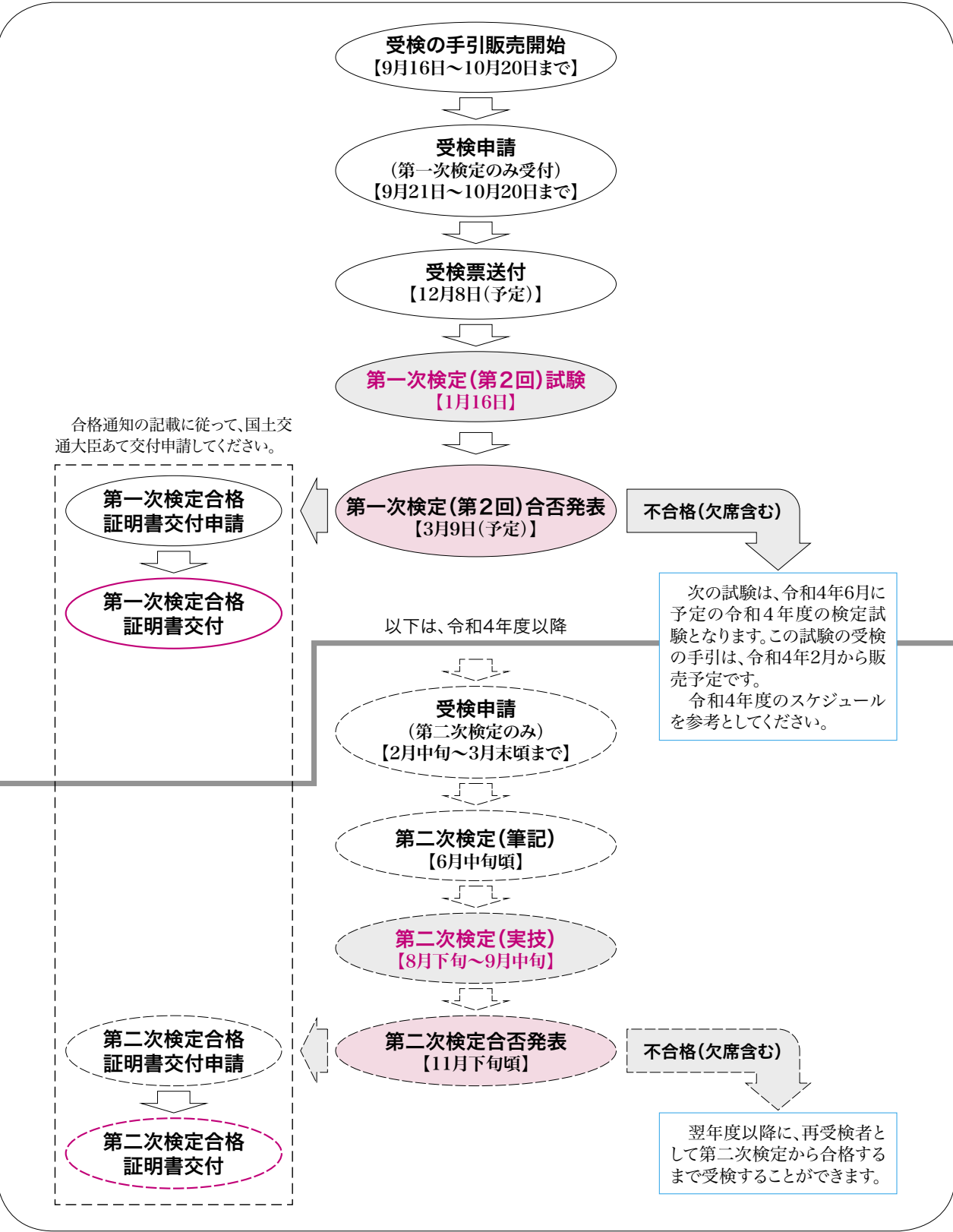
*令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】..... 33

2級建設機械施工管理技術検定（第一次検定）

1. 資格取得までの流れ、日程(予定)

以下の日程については、都合により変更となる場合があります。その場合は、協会ホームページ上にてお知らせいたします。

1.1 資格取得までの流れ



1.2 主なスケジュール(予定)

項 目		日 程	備 考
受検受付期間 (第一次検定受検手数料の払込期間)		令和3年9月21日(火)～10月20日(水)	最終日の消印があるものまで有効【3頁】
第一次検定	受検票発送	令和3年12月8日(水)	12月14日までに届かない場合は、試験部へ連絡してください。
	受検地変更期限	令和3年12月15日(水)	
	受検の取り消し期限	令和3年12月15日(水)	
	試験日	令和4年1月16日(日)	
	合格発表 合格通知発送	令和4年3月9日(水)(予定)*	合否、採点に関する問い合わせはできません。

※第一次検定の合格者が、合格証明書の交付を希望する場合は、合格通知に「2級技術検定(第一次検定)合格証明書交付申請書」が付いていますので、氏名、本籍、生年月日、合格の種別の記載に誤りがないうえ、交付手数料の収入印紙を貼付して、通知書に記載の宛先まで簡易書留郵便で送付してください。

合格通知は、合格証明書の代わりとして、第二次検定を受検する際に使用できますので、合格証明書の交付を受けない場合は、大切に保管してください。

2. 受検資格

「第一次検定のみ」の試験は、令和4年3月31日時点で満17歳以上となる者であれば、どなたでも受検できます。

この試験に合格した方は、第二次検定の受検資格の要件である実務経験年数を満たした後に、第二次検定を受検することができます。第二次検定の受検については、21頁の「[16. 第二次検定の受検等【参考】](#)」をご覧ください。

3. 受検の申込み

3.1 受付期間、提出先

受 付 期 間	令和3年9月21日(火)～10月20日(水) (注)
提 出 先	〒105－0011 東京都港区芝公園3－5－8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注)：受付期間最終日当日(10月20日)の消印があるものまでが有効です。必ず受検の手引に同封の**専用の封筒を使用**し、郵便局窓口から簡易書留にて送付してください。
専用の封筒を使用しない場合、および料金別納、料金後納、その他簡易書留以外の方法により**消印がない場合は、申込みが無効となりますので注意してください。**

3.2 試験の方法、日程、受検手数料等

2級建設機械施工管理技術検定は、第1種～第6種までの建設機械の種類ごとに区分して行います。
第一次検定は、1回の試験で、奇数種別(1種、3種、5種)から1つ、偶数種別(2種、4種、6種)から1つの種別の2つの種別を受検することができます。いずれか1つの種別だけを受検することもできます。

(1) 受検の種別について

種別については、14頁の「[7.1 試験の種別](#)」の一覧表を参照してください。

(2) 試験の日程と試験地について

試験日程等については、13頁からの「[6. 試験日程及び試験地等](#)」を参照してください。

(3) 受検手数料

第一次検定の受検手数料は受検申込の種別数に応じて、次表により払い込みをしてください。

検定区分等		受検手数料	払込期限
第一次検定	1つの種別を受検	14,700円	令和3年10月20日(水)まで
	2つの種別を受検	29,400円	

3.3 申込手順と注意事項

(1) 提出書類の準備

6頁からの「[4. 提出書類](#)」および「[5. 提出書類の記載方法等](#)」により、申請書類に必要事項を記載し、受検申込に必要な書類すべてを準備してください。

(注1)：必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので注意してください。

(注2)：記載例を参考に、必要な事項はすべて記入してください。書類に虚偽の記載がある場合は、法律に基づく処分を受ける場合がありますので注意してください。

(注3)：提出書類によっては準備に時間を要すものもありますので、提出の準備は、期間に余裕をもって行ってください。

(2) 第一次検定受検手数料の払込

受検の手引に在中の「払込取扱票」により、受検の種別数に応じた金額を、受検申込の受付期間中に払い込み、窓口で渡される「**郵便振替払込受付証明書**」の**原本(コピーは不可)**を**申請書の貼付欄に貼り付け**てください。貼付の際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

(注1)：払込をATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本を貼付してください。また、控えとして必ずコピーをとり保管してください。

(注2)：払込は、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

(注3)：郵便局窓口の営業時間に十分注意のうえ、申込みの受付期間に間に合うように払込を行ってください。

(注4)：期限を過ぎて払込をした場合は、受検の申込みを受付しません。試験事務手数料を差し引いたうえで2月中旬頃に現金書留により返還します。送付先は、郵便物送付先の住所とします。

(3) 申込書類の提出(郵送)

申込書類一式を、受検の手引に在中の申込用の専用の封筒に入れて、必ず郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください(ポストへの投函はしないでください)。

(注1)：申込みは、受検者ごとに1つの封筒としてください。1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付を行わず、料金受取人払いにより返送いたします。

(注2)：専用の封筒を使用し、簡易書留により提出してください。これ以外の方法での提出は、直接持参による提出も含め受付しません。受付しない申込書類については、直接持参の場合を除き料金受取人払いにより返送いたします。

(注3)：令和3年10月20日(水)の消印があるものまでが有効です。「[3.1 受付期間、提出先](#)」の(注)をご覧ください。(注1)および(注2)により返送された書類を再送する場合も、受付期間を過ぎた場合は受付しません。

(注4)：申込書類の配送確認は、簡易書留の発送時に郵便局窓口で渡される「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会への問い合わせでは確認できません。

(注5)：受付した申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。

(注6)：申込書類の審査の結果、受検資格がないと認められた者、および書類の不備等で受検の申込みが不受理となった者には、第一次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いたうえで2月中旬頃に現金書留により返還します。送付先は、郵便物送付先の住所とします。

(4) 受検票の送付(予定)

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第一次検定	令和3年12月8日(水)	令和3年12月14日(火)午前中までに届かない場合 [※]

※：備考欄の期日(12月14日)までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問い合わせをしてください。

(5) その他

受検の申込後に、住所等に変更があった場合、受検地の変更を希望する場合（引っ越し等を伴うやむを得ない場合に限る。）、受検の取り消しを希望する場合については、17頁からの「[9. 申込み内容の変更、取り消し手続き](#)」をご覧ください。

4. 提出書類

提出書類一覧

書 類		書類No.	第一次検定のみ 受検者
E 票	2級技術検定受検申請書	①	○
	履歴票	②	○
F 票	2級技術検定合格証明書交付申請書(第一次検定)	⑤	○
G 票	コンピュータ入力票	⑩	○
郵便振替払込受付証明書添付用紙(写真票と1枚綴り)		⑪	○
写真票(表面⑫、裏面⑬)		⑫⑬	○
本籍地記載の住民票(6ヶ月以内の取得で、マイナンバー記載がないもの) (注)		－	○

(注)：住民票提出にあたっての注意事項

＊本籍地が記載され、マイナンバーの記載がない、次の①～②のものとしてください。

①申請時から6ヶ月以内に取得し、交付日が記載されたもの

②原本であること(コピーは不可)

＊外国籍の方は、国籍と通称名および在留資格が記載されたものとしてください。

＊個人情報保護の観点から、住民票のマイナンバー部を黒塗りしたものは受理しません。必ず、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

5. 提出書類の記載方法等

5.1 E票①、②(申請書、履歴票)

R032級（第一次検定のみ）
（第2回）

①

2級技術検定受検申請書

2級の技術検定を受検を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

令和 3 年 9 月 30 日

氏名 梶原 太郎

検定区分	第一次検定																		
検定種目	建設機械施工管理																		
受検科目 (受検種別)	<table><tr><td>第1種</td><td>トラクター系建設機械</td><td>○</td></tr><tr><td>第2種</td><td>ショベル系建設機械</td><td></td></tr><tr><td>第3種</td><td>モーター・グレーダー</td><td></td></tr><tr><td>第4種</td><td>締め固め建設機械</td><td>○</td></tr><tr><td>第5種</td><td>舗装用建設機械</td><td></td></tr><tr><td>第6種</td><td>基礎工事用建設機械</td><td></td></tr></table>	第1種	トラクター系建設機械	○	第2種	ショベル系建設機械		第3種	モーター・グレーダー		第4種	締め固め建設機械	○	第5種	舗装用建設機械		第6種	基礎工事用建設機械	
第1種	トラクター系建設機械	○																	
第2種	ショベル系建設機械																		
第3種	モーター・グレーダー																		
第4種	締め固め建設機械	○																	
第5種	舗装用建設機械																		
第6種	基礎工事用建設機械																		
受検希望地	第一次検定 東京																		
受検者区分	第一次検定のみ																		

②

履歴票

※受検番号

フリガナ	カジワラ タロウ	昭和 2 年 11 月 3 日生	本籍 青森 県
氏 名	梶原 太郎	(満 30 年 10 月)	
フリガナ	トウキョウト〇〇ク△△		
現 住 所	(〒〇〇〇-xxxx) (TEL 03-〇△△〇-xxxx)		
	東京 〇〇区△△ 3-5-8		
勤務先または 在学中の学校名	(勤務先は部・課まで記入、学校名は学部・学科まで記入) (TEL 03-〇〇〇〇-xxxx)		
	(株)東京建設 道路部 工事課		
勤務先所在地 または 学 校 所 在 地	(〒〇〇〇-xxxx)		
	東京 〇〇区□□□ 1-1-1		
最 終 学 歴	学 校 名	学 部・学 科 名	卒 業 年 月
※在学中の場合は 記入不要	東京都立港工業高等学校	機械科	(S(H)・R) 21 年 3 月

・氏名、生年月日、本籍、現住所は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。

・年令は、令和3年10月31日現在の満年令としてください。

・現住所は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等も正確に記入してください。

勤務先または在学中の学校名

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。在学中の方は、現在通学している学校名を記入してください。なお、現在所属先がない方は、「所属先なし」と記入してください。

勤務先住所または学校所在地

郵便番号、番地まで正確に記入してください。

最終学歴(在学中の方は記入不要)

最終学歴となる卒業した学校の校名、学部・学科名、卒業年月を記入してください。中学校卒業の方は、学部・学科名の記入は必要ありません。

受検科目(受検種別)

2級建設機械施工管理では、1回の試験で2科目(2つの種別)までの受検が可能です。ただし、試験の時間割により、「第1種、第3種、第5種」から1つ、「第2種、第4種、第6種」から1つの種別に限られます。

記載例は、第1種と第4種の2つの種別を受検する場合の記載例です。1つの種別だけを受検する場合は、希望する受検種別の欄から1つを選択し○をつけてください。

受検希望地

13頁の「6.2(1)」の一覧から、希望する第一次検定の試験地を記入してください。

5.2 F票⑤(合格証明書交付申請書)

R032級（第一次検定のみ）
（第2回）

⑤

2級技術検定合格証明書交付申請書

技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

フリガナ カジワラ タロウ

氏 名 梶原 太郎

本 籍 青森 県

現 住 所 (〒〇〇〇-xxxx) (TEL 03-〇〇〇〇-xxxx)

東京 〇〇区△△ 3-5-8

生 年 月 日 昭和 2 年 11 月 3 日生

平成

技術検定の種目、
級、区分及び種別

建設機械施工管理 第一次検定 第 1 種
第 4 種

2級合格証明書交付申請書(F票⑤)

本申請書は、第一次検定に合格した者が国土交通大臣あてに提出するものですが、証明書交付の手続きを確実に行うため、あらかじめ記入し提出いただくものです。

左記の記載例を参照し、氏名、本籍、現住所、生年月日を正確に記入してください。

第一次検定を合格された方へは、合格通知書とともに、左記の内容を印刷した合格証明書交付申請書が送付されますので、証明書の交付を希望される場合は、内容を確認のうえ、収入印紙貼付欄に収入印紙を貼付し、合格通知書に記載の送付先まで郵便書留で送付してください。

第二次検定を受検する場合、第一次検定の合格通知書または合格証明書の写しが必要となります。

— 7 —

— 8 —

5.3 G票⑩(コンピュータ入力票)

着色部  の欄は、すべて記入または該当番号に○をつけてください。誤って記入した場合は、記入箇所 に二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

⑩ 03 1級

第一次検定のみ(第2回)

G票

コンピュータ入力票

は全箇所必ず記入または該当番号に○をつけること

誤って記入した場合は、記入した箇所、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

2級建設機械施工管理(第一次検定のみ)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

令和 3 年 0 9 月 3 0 日

※この欄は記入しないでください

整理番号

[illegible]

受験しようとする種別※1						希望する受検地※2 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>札幌</td><td>滝沢</td><td>東京</td><td>新潟</td><td>名古屋</td><td>大阪</td><td>広島</td><td>高松</td><td>福岡</td><td>那覇</td> </tr> </table>										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	札幌	滝沢	東京	新潟	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	那覇
1	2	3	4	5	6											7	8	9	10																
札幌	滝沢	東京	新潟	名古屋	大阪											広島	高松	福岡	那覇																
A群			B群																																
第1種	第3種	第5種	第2種	第4種	第6種																														
○				○																															

※1 1つの種別を受検する場合は、A群またはB群のいずれか1つの種別に○をつけてください。

2つの種別を受検する場合は、A群から1つ、B群から1つの種別を選び○をつけてください。

試験の時間割の都合上、A群から2つ、B群から2つの種別を選ぶことはできません。

※2 試験会場の規模と希望者数により、希望受検地を変更させていただく場合があります。

郵便物送付先住所

勤務先と同じ住所

勤務先と同じ場合は「1」に○をつけ、郵便物送付先欄のみ記入

〒0000-XXXX

都道府県

00区000 1-1-1

東京府県

(株)東京建設 道路部 工事課内

TEL 03 - 0000 - XXXX

所在地

〒 -

都道府県

会社名

TEL - -

業種

01. 中央官庁(出先機関を含む)

02. 地方公共団体

03. 公団・公社・独立行政法人等

04. 建設業(土木工事業)

05. 建設業(建築工事業)

06. 建設業(とび・土工工事業)

07. 建設業(電気工事業)

08. 建設業(管工事業)

09. 建設業(舗装工事業)

10. 建設業(電気通信工事業)

11. 建設業(造園工事業)

12. 建設業(その他の工事業)

13. 建設コンサルタント

14. その他

()

04

学校

1. 大学 2. 短大、高等専門学校(5年制) 3. 高等学校 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門士) 6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(5、6以外) 8. その他 ()

3

学科

(東京都立港工業高等) 学校 () 学部 (機械) 学科

01

最終学歴

卒業・修了年 月 1 2 3

21年03月

卒業・修了年 月 1 2

3年00月

修業年数

※別冊【指定学科・専修学校等一覧】より、コード番号を記入

指定学科以外は「00」を記入

受検者氏名	梶原 太郎	(注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
-------	-------	---

①申込日

書類作成日(E票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)

②氏名、本籍地等

氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。

フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名ともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。

③本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX

受検者本人と確実に連絡がとれる電話・FAX番号を記入してください。申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。

④本籍

本籍地は、住民票の記載に合わせ該当する番号に○をつけてください。外国籍の方は、「48」に○をつけ、国籍を下欄に記入してください。

⑤受検しようとする種別、希望する受検地

E票①の記載に合わせ、受検しようとする種別と希望する受検地に○をつけてください。

⑥郵便物送付先住所

郵便物送付先住所は、受検票や可否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)、会社名の後に「内」をつけてください。

自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。

⑦現在の勤務先(在学中の方は、学校の所在地と学校名)

勤務先の所在地と会社名(在学中の方は、学校の所在地と学校名)を記入してください。

送付先を勤務先とする場合は、左記の記載例のように、住所欄に会社名と所属部署まで記載し、「勤務先と同じ住所」の「1」に○をつけることで、「現在の勤務先」の所在地と会社名を省略することができます。

⑧業種

業種欄は、業種一覧の該当する番号に○をつけ、右端の枠内にその番号を記入してください。なお、「14. その他」の場合は、()内へ、業種についてできるだけ具体的に記入をしてください。

※在学中の方は、下記⑨～⑪は記入不要です。

⑨最終学歴(学校欄)

学校一覧の該当する番号に○をつけ、その番号を右端の枠内に記入してください。

国外における学歴については、23頁の「16.2 実務経験」の⑥による国土交通大臣の認定を受けた学歴に相当する学校としてください。認定を受けていない場合は、「8. その他」とし下記により記入してください。

学歴を「8. その他」とした場合は、()内へ、卒業または修了証明書に記載された学校名を正確に記入してください。

⑩最終学歴(学科欄)

卒業された学校名、学部名、学科名を正確に記入してください。指定学科以外の方は、コード番号の枠内に「00」と記入してください。

中学校卒の方は、学校名のみ記入し、学部および学科は記入する必要はありません。

⑪最終学歴(卒業・修了年月欄)

年号および卒業・修了の別について、該当する番号に○をつけ、修業年数も必ず記入してください。

5.4 票⑪(郵便振替払込受付証明書貼付欄)

※1

①郵便振替払込受付証明書の貼付

郵便局の窓口で第一次検定の受検手数料(1つの種別14,700円、2つの種別29,400円)を払い込んだ際に受け取る「郵便振替払込受付証明書(原本)」を、貼付欄へ貼付してください。

貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。

②払込人住所氏名欄への記載

受検者本人の氏名を必ず記入してください。

所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。

(注) 受検手数料の払込については、4頁を参照してください。

ATMで払い込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。また、明細票はコピーを必ずとり保管するようにしてください。

E票①で記載した第一次検定の希望受検地と、受検者の氏名を記入してください。

受検しようとする種別の該当欄に○をつけてください。

R03 ⑪
(第2回)

受検者番号	※
-------	---

郵便振替払込受付証明書
(払込人→郵便局→払込人)

口座番号	00170-5-71122
加入者名	一般社団法人 日本建設機械施工協会
金額	※ 千 百 十 万 千 百 十 円 1 4 7 0 0

払込人住所氏名	※ (〒 〇〇〇 - ××××) 東京都 〇〇区△△3-5-8 梶原 太郎 (Tel. 03-〇〇〇〇-××××)
貼付欄	受付局日付印 芝公園 3.9.30

(私製承認 東京野金事務センター第1069号)

第一次検定希望受検地

東京

氏名	梶原 太郎
----	-------

条件

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- 縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
- 6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの
- 無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上)
- 自前のカメラで撮影したものは使用できません。
- 写真の裏に、氏名、受検する級、希望する第一次検定の受検地を記入してください。
- 写真添付欄にはがれないように全面のり付けてください。(セロハンテープは使用不可)

※ 合格証明書の写真は、写真裏の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)

詳しくは「受検の手引」12頁で確認ください。

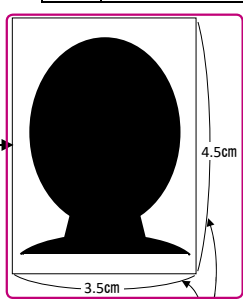
R03 ⑫
(第2回)

2級	受検種別	第1種 トラクター系建設機械 第2種 ショベル系建設機械 第3種 モーター・グレーダー 第4種 締め固め建設機械 第5種 舗装用建設機械 第6種 基礎工事用建設機械
----	------	---

令和3年度技術検定 写真票

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎
(通称名)	

受検者番号	※
-------	---



R03年 9月 30日撮影

注)この大きさ以外は無効。

※印は記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

出欠状況		
区 分	出・欠	
第一次検定	共通	※
	第 種	※
	第 種	※
第二次検定	筆記(択一式)	※
	実技(第 種)	※
	実技(第 種)	※

撮影日は、必ず記入してください。

5.5 票⑫、票⑬(写真票および裏面)

氏名は正確に楷書で記入してください。

※2

貼付する写真は、写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明な、次の①～③の証明写真としてください。

(注) 提出いただく写真は、合格証明書の写真として転写します。不適切な写真は再提出していただきます。また、受検時ご本人と写真に乖離があると、受検できない場合もありますので注意してください。

- ①サイズは、縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
- ②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのもの
- ③無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上を撮影したもの)

【以下の写真は使用できません。】

- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
- ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・背景(壁、窓、カーテン、風景等)があるものや、衣服と同じ背景色のもの
- ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
- ・メガネのレンズに照明等が反射しているもの
- ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
- ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが3cm以下のもの

◎貼付時の注意事項

*写真の裏面へ、氏名、受検する級、受検希望地を記入してください。

*申込書類の写真票の写真貼付欄へ、はがれないように全面をのり付けし確実に貼り付けてください。(セロハンテープ等では貼り付けないでください。)

*貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。

⑬

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎
通称名	
本籍	青森 都・道府・県
生年月日(年令)	昭和 2 年 11 月 3 日生(満 30 歳) 平成
現住所	〒 〇〇〇 - ×××× 東京都 〇〇区△△3-5-8 Tel. 03 - 〇〇〇〇 - □□□□
勤務先名	(株) 東京建設
勤務先所在地	〒 〇〇〇 - ×××× 東京都 〇〇区△△△1-1-1 Tel. 03 - 〇〇〇〇 - ××××

票⑬(写真票⑫裏面)

氏名、本籍、生年月日、現住所等を正確に楷書で記入してください。

6. 試験日程及び試験地等

第一次検定の試験日程および試験地等は以下のとおりです。

6.1 試験の日時

検 定 区 分	試 験 日 時
第一次検定	令和4年1月16日(日) ※午前9時15分までに入室のこと。

6.2 第一次検定の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

当日の試験は、共通問題と種別問題に区分して行います。必ず1時限目の共通問題の試験から受検してください。入室時刻までに席に着いて待機してください。

第一次検定は、1回の検定試験で、偶数種別(2種、4種、6種)から1つ、奇数種別(1種、3種、5種)から1つの2つまで受検することができます。

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第一次検定【共通】	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～10時50分
(休憩)	(10時50分～11時35分)		
第一次検定【偶数種別】	11時35分	11時35分～11時45分	11時45分～12時45分
(昼休み)	(12時45分～13時45分)		
第一次検定【奇数種別】	13時45分	13時45分～13時55分	13時55分～14時55分

※1：第一次検定【共通】は、第一次検定の受検者全員が受検する必要があります。

※2：第一次検定【偶数種別】は第2種、4種、6種の受検を選択した方が受検する試験です。

※3：第一次検定【奇数種別】は第1種、3種、5種の受検を選択した方が受検する試験です。

6.3 試験地についての注意事項

(注①)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。

(注②)：試験地は、受検の申込時に希望地を指定できますが、希望者数によっては、希望する試験地とならない場合があります。あらかじめご承知おきください。

(注③)：試験会場は、受検票でお知らせします。

地域によっては、複数の試験会場で行います。同じ会社等に所属する場合も、受検者ごとに会場が異なる場合がありますので、受検票で必ず確認してください。

(注④)：受検者による受検地の変更はできません。ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に、試験会場の受入が可能な場合に限り受検地の変更が認められる場合がありますので、詳細については、17頁の「9.1の(3)受検地の変更」をご覧ください。

7. 試験方法及び内容

第一次検定の試験方法および内容は以下のとおりです。第二次検定については、21頁の「16. 第二次検定の受検等【参考】」をご覧ください。

7.1 試験の種別

2級建設機械施工管理の試験は、建設機械の種類により、下表の第1種～第6種の種別に区分され、それぞれの種別ごとに試験を行います。

建設機械の種別一覧

種別	試験科目	建設機械
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械
第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダー
第4種	締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等
第6種	基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械

7.2 試験方法

第一次検定は、13頁の「6.2の(2)時間割」のように、受検者全員が受検する共通の試験問題と、受検者が選択した種別ごとに行う試験問題とに区分して行います。

第一次検定は、次表のとおり、すべて四者択一式のマークシート記入方式で行います。

検 定 区 分	試 験 方 法	備 考
第一次検定【共通】	四者択一式、マークシート記入方式	全員が受検
第一次検定【偶数種別】		偶数種別を選択した者が受検
第一次検定【奇数種別】		奇数種別を選択した者が受検

※1：第2種、4種、6種の受検者は、【共通】と【偶数種別】の試験を受検する必要があります。

※2：第1種、3種、5種の受検者は、【共通】と【奇数種別】の試験を受検する必要があります。

※3：2つの種別を受検する者は、すべての試験を受検する必要があります。

7.3 試験科目と検定基準

第一次検定の検定科目と検定基準(試験で求める事項と水準)は次表のとおりです。試験は、四者択一式のマークシート記入方式で行います。

(1) 共通の試験科目

共通試験問題は、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

試験科目		検 定 基 準
共通	土 木 工 学	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。
	施工管理法	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。
	建 設 機 械 原 動 機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3. 機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
	石 油 燃 料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	潤 滑 剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	法 規	建設工事の施工の管理を適確に行うための法令に関する概略の知識を有すること。

(2) 種別の試験科目

第1種	トラクター系 建 設 機 械	1. トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	トラクター系 建 設 機 械 施 工 法	1. トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. トラクター系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第2種	シ ョ ベ ル 系 建 設 機 械	1. ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	シ ョ ベ ル 系 建 設 機 械 施 工 法	1. ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ショベル系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第3種	モ ー タ ー・ グ レ ー ダ ー	1. モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	モ ー タ ー・ グ レ ー ダ ー 施 工 法	1. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. モーター・グレーダーの統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。

第4種	締 め 固 め 建 設 機 械	1. 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	締 め 固 め 建 設 機 械 施 工 法	1. 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 締め固め建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第5種	舗 装 用 建 設 機 械	1. 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	舗 装 用 建 設 機 械 施 工 法	1. 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 舗装用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第6種	基 礎 工 事 用 建 設 機 械	1. 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	基 礎 工 事 用 建 設 機 械 施 工 法	1. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 基礎工事用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。

8. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注)
 - ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。
 - ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
 - ④ 注意事項等についての文字による説明。
 - ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。
- 上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注)：第一次検定および第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となりますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。

9. 申込み内容の変更、取り消し手続き

9.1 住所、氏名等の変更

(1) 郵便物送付先住所の変更

受検の申込後に郵便物送付先住所に変更を生じた場合は、32頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(2) 氏名、本籍の変更

受検の申込後に、婚姻等により氏名や本籍に変更を生じた場合は、32頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類を同封し、当協会試験部あてに簡易郵便書留で送付してください。

(3) 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由による場合で、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、事前に当協会試験部まで電話をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、次ページの期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

【提出書類】

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(32頁の様式をコピーしてください。)
- ②変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等)(注)
- ③受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注)：短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定	令和3年12月15日(水) ※必着

9.2 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、33頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、下記の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の可否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定	令和3年12月15日(水) ※必着

10. 受検時の注意事項

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場について、受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。
会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム (※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書 (※3)

(※1)：上記以外の筆記具は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。

(※2)：通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。

(※3)：試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、9時15分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。

- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)
- ④ 試験開始後は、第一次検定は30分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ 喫煙は、指定の場所のみとし、他の場所は禁煙です。試験会場によっては、会場内が全面禁煙となる会場もあります。会場周辺の方々に迷惑となる路上喫煙等は、絶対にしないでください。試験監督者等の注意に従わない場合、失格となる場合があります。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑨ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「**14. 不正行為に対する措置**」の措置を行います。
- ⑩ 試験問題および第一次検定の解答については、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします。(掲載期間は1年を予定しています。)
- ⑪ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようにお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、第一次検定【共通】は試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

(5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

① 全部の試験会場で中止の場合

同一年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

※ 損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

11. 合格発表、可否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。次ページの合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

① 第一次検定の合格発表	令和4年3月9日(水)(予定)
② 合格者番号の掲示場所	・一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ※) ・国土交通省(各地方整備局、北海道開発局) ・内閣府沖縄総合事務局 ・一般社団法人 沖縄しまて協会 ・官報公告

※：https://jcmanet-shiken.jp/

(2) 可否通知

可否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送します。合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは可否の通知は行いません。

検定区分等	通知内容(合格者へは封書により送付します。)
第一次検定 (合格者)	① 第一次検定合格通知書 ② 第一次検定合格証明書交付申請書(※1)
(不合格者)	ハガキにより結果を通知します。

(※1)：合格証明書の交付を希望する方は、次項の「**12. 合格証明書の交付申請手続き**」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載しております。

(3) 可否等の問合せ

可否および採点に関する問合せには一切応じられません。可否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

12. 合格証明書の交付申請手続き

2級建設機械施工管理技士補として「第二次検定のみ」を受検する場合は、第一次検定の合格通知書または合格証明書の写しのいずれかを提出する必要があります。

第一次検定の合格証明書の交付を希望される場合は、合格通知書および第一次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)に同封の手続き案内に従い、国土交通大臣あて提出してください。

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

受検申込時から氏名、本籍、生年月日を変更している場合は、変更事項が記載された戸籍抄本等が必要となります。

(3) 提出先

交付申請書に記載の「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易郵便書留で送付してください。

(注)：交付申請書の提出先は、当協会ではありません。

13. 合格者の処遇

第一次検定の合格者は、「2級建設機械施工管理技士補」の称号を付与され、第二次検定の受検資格を得ることができます。ただし、第二次検定を受検するためには、受検の資格要件として実務経験年数を

満たす必要があります。受検資格については、下記の「**16.1 第二次検定の受検資格**」をご覧ください。

14. 不正行為に対する措置

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に関係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営審査事項」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、「**5. 提出書類の記載方法等**」を参考に必要事項を適切に記入してください。

また、試験においては、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

15. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。

○当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。

○受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。

○外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。

○受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。

○受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバーなど）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

16. 第二次検定の受検等【参考】

「第一次検定のみ」の合格者は、下記の「第二次検定の受検資格」を満たしたうえで、第一次検定の合格種別について、合格の翌年度以降に行われる「第二次検定のみ」で受検申込を行ってください。

16.1 第二次検定の受検資格

第二次検定の受検資格は、次ページの区分（イ）～（ニ）のいずれかに該当する必要があります。23頁の「**16.2 実務経験**」と合わせて資格要件を確認のうえ、受検しようとする年度の「第二次検定のみ」の手引により、必要な書類を添付して申し込みをしてください。（詳細は、該当手引を参照ください。）

区分	最終学歴(注1)	必要とする実務経験年数(注2)（最終学歴卒業後に限る）	
		指定学科(注3)	指定学科以外(注3)
(イ) (注4)	学校教育法による ・大学卒業者 ・高度専門士	卒業後に、受検しようとする種別に6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が1年以上	卒業後に、受検しようとする種別に9月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が1年6月以上
(ロ) (注5)	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門士	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に1年6月以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が2年以上	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が3年以上
(ハ) (注6)	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（高度専門士・専門士を除く）	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が3年以上	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に3年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に2年3月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が4年6月以上
(ニ)	その他の者 （最終学歴が中学校卒業者）	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に6年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に4年以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が8年以上	

(注1)	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校が最終学歴となります。
(注2)	実務経験年数は、受検者が実際に従事した建設工事における建設機械施工の工事期間です。
(注3)	指定学科は、「受検の手引（別冊）」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
(注4)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(注5)	短期大学卒業者には、旧専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。 専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。
(注6)	高等学校卒業者には、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。 上記のほか、認定試験の合格者や旧制学校の卒業者も対象となります。詳細は、「第二次検定のみ」の手引でご確認ください。
(注7)	国外の学校を卒業された方の学歴は、24頁をご覧ください。

16.2 実務経験

(1) 実務経験とは

建設機械施工管理技術検定における「実務経験」とは、次の①に示す建設工事において、建設機械の適確な操作と統一かつ効率的な運用により施工するために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（施工計画の策定、工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等を含む）、または指導若しくは監督した経験(補助者としての経験を含む)。
- ・工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験(補助者としての経験を含む)。
- ・建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験(建設機械の点検整備等を含む)。

なお、施工に直接的に関わらない**以下の経験は含まれません**。

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、次ページの「**⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について**」の一覧表に示す職業訓練も実務経験とみなします。

また、国や公共団体が発注する工事や役務の提供等で、建設工事と同等の施工管理により施工されたと認められるものについては、実務経験として認められる場合があります。海外での実務経験については⑥を参照してください。

①建設機械施工管理技術検定における建設工事について

建設機械施工管理技術検定における建設工事とは、建設業法第2条に定められた建設工事で、次表の29の工事のうち、14頁の「**7.1 試験の種別**」に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事が対象です。

建設業法別表第一(第二条、第三条)より

1. 土木一式工事	11. 鋼構造物工事	21. 熱絶縁工事
2. 建築一式工事	12. 鉄筋工事	22. 電気通信工事
3. 大工工事	13. 舗装工事	23. 造園工事
4. 左官工事	14. しゅんせつ工事	24. さく井工事
5. とび・土工・コンクリート工事	15. 板金工事	25. 建具工事
6. 石工事	16. ガラス工事	26. 水道施設工事
7. 屋根工事	17. 塗装工事	27. 消防施設工事
8. 電気工事	18. 防水工事	28. 清掃施設工事
9. 管工事	19. 内装仕上工事	29. 解体工事
10. タイル・れんが・ブロック工事	20. 機械器具設置工事	

②建設機械の種別について

建設機械施工管理技術検定における「建設機械を使用しての施工」とは、14頁の「**7.1 試験の種別**」に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用し施工することをいいます。

③学歴と実務経験について

実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとなります。最終学歴以前のもの及び在学中のものは実務経験に含みません。

最終学歴以前の実務経験や職業訓練、定時制または通信制の学校に在学中の実務経験を受検資格要件とする場合は、それ以前に卒業した学校が最終学歴となります。

④指定学科について

指定学科とは、国土交通省令で定められた学科と、国土交通大臣がそれと同等以上と認定した学科で、この受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」に記載しているものです。これ以外のものが、指定学科以外になります。

⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設 機械運転科	建設機械運転科	5 ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門 学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学 校普通課程機械整備系建設機械 整備科	建設機械整備科	1 年

注1：上記は、令和3年8月1日現在までのものです。受検申込の期限までに追加の認定がある場合は、当協会ホームページにてお知らせします。

注2：受検資格の区分(ロ)および(ハ)において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「その他の種別での実務経験年数」となります。

注3：職業訓練を実務経験とする場合は、訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

⑥国外における学歴と実務経験について

受検資格の区分(イ)～(ニ)における学歴は、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。また、実務経験については、国内の建設工事のほか、建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事が対象です。

上記以外の国外における学歴および実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、建設機械施工管理の技術検定を受検することができます。

認定書の交付手続きは、学歴の認定審査で1～3 ヶ月、学歴および実務経験の認定審査で6 ヶ月程度の期間を要するとされています。受検の申込みに際しては、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

(認定に関する問合せ先)：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 不動産・建設産業局 建設業課 技術検定係
TEL：03-5253-8111(内線24-744) FAX：03-5253-1553

(2) 実務経験年数の期間について

申請書類(実務経験証明書)への記載は、工種ごと、建設機械の種別ごとに区分してください。実務経験および職業訓練の期間は、重複して申請することはできません。

1つの工事において複数の工種や複数の種別の建設機械での施工を経験した場合、または、ある期間に複数の工事や職業訓練(前述の(1)⑤)を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく申請してください。

また、建設機械施工に関する実務経験以外の工事経験は、建設機械施工管理の種目における実務経験とはなりません。

① 1つの工事において、複数の工種や複数の種別の建設機械での施工の監督を経験した場合《例①》

工期が12ヶ月の土木一式工事において、工事の施工の監督を行った場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で8ヶ月となります。なお、工事着手前の施工計画の策定、建設機械の搬入・搬出や工事現場における点検整備等の機械管理に従事した期間があれば、その期間も実務経験とします。

《例①》：施工監督の実務経験(土木一式工事における事例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土工工事											
		基礎工事									
						コンクリート工事					
									機械器具設置、内装工事等		
											構内舗装工事
ブルドーザ、ショベルでの施工 実務経験①(4ヶ月)				建設機械施工ではない期間					ローラでの施工 実務経験③(2ヶ月)		
		くい打ち機での施工 実務経験②(4ヶ月)									
		重複期間(注1) (2ヶ月)									
実務経験①(注2) 【第1種、第2種】(3ヶ月)			実務経験② 【第6種】(3ヶ月)			該当なし(注3)			実務経験③ 【第4種】(2ヶ月)		
(注1)	例示上段の土工工事と基礎工事のように、工種間で工期が重複する場合は、業務の実態を勘案し当該重複期間を按分してください。 例示下段は、重複期間にそれぞれ1ヶ月程度の施工監督を行った場合のもので、土工工事3ヶ月、基礎工事3ヶ月としています。										
(注2)	1つの工種で複数の種別の建設機械による施工が行われたときは、種別ごとに実務経験を整理する必要があります。 例示の土工工事の場合、ブルドーザ(第1種)とショベル(第2種)について、それぞれの建設機械の運転時間の比率などから当該期間を按分してください。按分する場合は、合計の実務経験が実際の期間(例示では(注1)より、3ヶ月)を超えないようにしてください。										
(注3)	建設機械施工管理の種目における実務経験は、前述までのとおり、第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事について対象としているため、コンクリートポンプ車等によるコンクリート打設工事、クレーン等による機械器具設置工事などは、実務経験の対象となりません。コンクリート打設を建設機械で施工した場合は、実務経験とすることができます。 また、工事の中断等により工事が行われなかった場合は、その月を実務経験の月数から除外してください。										

②オペレータとして複数の建設機械での施工をした場合《例②》

12ヶ月の期間、オペレータとして建設機械による施工に従事した場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で12ヶ月となります。

《例②》：オペレータとしての実務経験(複数の建設機械による施工の事例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ブルドーザでの施工						ローラでの施工					
			ショベルでの施工								
実務経験①(5ヶ月)									実務経験③(3ヶ月)		
			実務経験②(6ヶ月)								
			重複期間(注1) (2ヶ月)								
実務経験① 【第1種】(4ヶ月)				実務経験② 【第2種】(5ヶ月)				実務経験③ 【第4種】(3ヶ月)			
(注1)	例示のように、同時期に複数の建設機械で施工した期間がある場合は、実際に従事した工事の日数に応じて重複期間の月数を按分(例示では各1ヶ月)してください。										

(3) 種目間の実務経験の重複について(参考)

建設機械施工管理を除く他の6種目(下表①～⑥)では、受検資格となる実務経験を重複することはできません。なお、建設機械施工管理の受検で実務経験としたもので、他の6種目で求める実務経験の対象となるものは、その種目における実務経験とすることができます。

実務経験の重複が認められる種目(注1)		実務経験の重複を認めない種目(注2)	
・建設機械施工管理と右記①～⑥の6種目		①土木施工管理 ②建築施工管理 ③電気工事施工管理 ④管工事施工管理 ⑤電気通信工事施工管理 ⑥造園工事施工管理	
(注1)	他の6種目の実務経験としたものであっても、建設機械施工管理における実務経験の内容を満たすものであれば、実務経験とすることができます。 また、建設機械施工管理の実務経験（建設機械の運転者若しくは運転助手としての実務経験を除く）は、他の6種目で求める経験内容であれば、その種目の実務経験とすることができます。		
(注2)	表下欄の6つの種目については、1つの種目で実務経験としたものは、その他の種目での実務経験とは認められません。 6種目のいずれかの受検申込をした後、他の5種目を受検する場合は、実務経験の重複に十分注意してください。		

16.3 第二次検定試験

第二次検定は、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。なお、第二次検定(筆記)は第一次検定と同日に、第二次検定(実技)は第一次検定の合格者を対象に8月下旬～9月中旬で行います。

(1) 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は次ページの表のとおりです。試験は、第1種～第6種まで共通の試験として、四者択一式のマークシート記入方式で行います。

検定科目	検 定 基 準
施工管理法	1. 主任技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。

（２）第二次検定(実技)

第二次検定（実技）は、第一次検定の合格種別ごとに、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

実技試験で使用を予定する建設機械			
検定科目(種別)		使用建設機械	規 格
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45 m ³ 級(注)
第3種	モーター・グレーダー 操 作 施 工 法	モーター・グレーダー	3.1 m級
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗 装 用 建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5 m級
第6種	基 礎 工 事 用 建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

(注)：操作方式は、JIS規格の標準操作方式「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

16.4 第二次検定(実技)の試験会場

令和4年度の第二次検定（実技）の試験会場は未定です。原則として、北海道～沖縄までを10地域に分け地域ごとに試験会場を設けますが、種別によっては該当地域に試験会場がないものがあります。

そのため、複数の種別を受検する場合、選択する種別によっては、1つの会場で受検できない場合があります。試験会場については、受検する年度の受検の手引をご覧ください。

16.5 第二次検定の合格者の処遇

建設業法に基づく、建設業の許可に必要な技術者としての資格、建設工事の施工現場における主任技術者としての資格のほか、労働安全衛生法で定める特定自主検査に係る資格や、建設機械の運転技能講習等の一部または全部の免除を受けることができます。

処遇の詳細は、「第一次検定・第二次検定」または「第二次検定のみ」の受検の手引をご覧ください。受検の手引は、当協会ホームページでご覧いただけます。

17. よくある質問

2級【新しい検定制度について】

Q 建設機械施工管理技術検定(第一次検定、第二次検定)とはどのような検定でしょうか？

A 改正前の建設機械施工技術検定は、「学科試験」「実地試験」でひとつの検定でした。改正後の建設機械施工管理技術検定では、「第一次検定」と「第二次検定」に区分して、それぞれが独立した技術検定となりました。そのため、合格証明書の交付も第一次・第二次検定ごとに行います。それぞれの検定合格者の称号は次のとおりです。

- ・第一次検定合格者：2級建設機械施工管理技士補
- ・第二次検定合格者：2級建設機械施工管理技士

Q 第一次検定、第二次検定に合格すると、それぞれどのような処遇等となるのでしょうか？

A ・第一次検定の合格者は、第二次検定の受検資格の要件を満たすことで、合格した種別について、令和4年度以降に行う第二次検定の受検資格を恒久的に得られます。
・第二次検定の合格者は、主任技術者になることができます。
※詳細は、「第一次検定・第二次検定」または「第二次検定のみ」の受検の手引をご覧ください。（受検の手引は、当協会ホームページでも掲載しています。）

Q 過去に取得した2級建設機械施工技士の処遇等はどうなりますか？

A これまでの処遇等に変更はありません。（称号を除き、第二次検定の合格者と同じです。）

Q 令和2年度までに2級建設機械施工技士検定の学科試験に合格していますが、2級建設機械施工管理の第一次検定合格証明書の交付申請はできますか？

A できません。ただし、平成28年度から令和2年度までの学科試験の合格者で、令和3年度以降に第一次検定の免除を受けることができる方が、第二次検定に合格すると「2級建設機械施工管理技士」の称号が付与されます。

Q 第一次検定だけを受検することはできるのでしょうか？

A 令和4年3月31日時点で、満17歳以上である方はどなたでも受検できます。

Q 第一次検定の「施工管理法」の出題範囲を教えてください。

A これまでの学科試験の試験科目「土木工学」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。（※「7. 試験方法及び内容」を参照）

Q 第二次検定(筆記)試験はいつ行われるのですか？

A 毎年6月中旬頃に、第一次検定と同日に実施します。

Q 第二次検定に不合格となった場合、第二次検定の再受検に年数や回数の制限はありますか？

A 検定制度の改正により、第一次検定に合格した方は、期間や回数に制限なく第二次検定を受検することができます。

Q 令和2年度までに学科試験のみに合格しましたが、第二次検定から受検できるのでしょうか？

A 平成28年度～令和2年度までの学科試験の合格者は、学科試験の合格年度を含む12年間に行う連続する2回の第二次検定について、第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検することができます。

「受検の手引【第二次検定のみ】」により申込みしてください。なお、令和3年度に、1回目の第二次検定(実技)を受検し不合格となった方は、令和4年度に限り第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検することができます。

※令和3年度以降の第一次検定合格者は、第二次検定の受検回数制限はありません。

2級【申込方法、試験の内容、資格について】

Q 申込期限は、締切日に必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日(10月20日(水))の消印があるものまで有効です。
個人ごとに、専用の封筒により簡易書留で郵便局窓口から郵送してください。複数名での申込み、専用の封筒以外での申込み、簡易書留以外での申込みは受付しません。

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。必ず原本とし、コピーは不可です。
外国籍の方は、国籍、通称名および在留資格が記載されたものとしてください。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A 住民票は、申請時から6ヶ月以内の交付日が記載された原本を添付してください。コピーは不可です。
写真は、申請時から6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を貼付してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」32頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。
※「9.申込み内容の変更、取り消し手続き」を参照

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第一次検定のみ(第2回)は令和3年12月8日(水)を予定しています。12月14日までに届かない場合は、当協会の試験部までご連絡ください。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検者へは受検票により試験会場(住所も記載)をお知らせしています。また、試験会場が確定しましたら協会ホームページでもお知らせいたします。(毎年同じ会場とは限りません。)

Q 試験問題の公表はどうしていますか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 第一次検定の合格発表は令和4年3月9日(予定)となっていますが、決定はいつですか？

A 現時点では未定です。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第一次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 事前に公表されている合格基準では、2級第一次検定の択一式共通問題と種別問題で解答が必要な問題数のうち、正答数が60 %以上であることとされています。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合は、国土交通省から公表されます。その場合は、協会ホームページでもお知らせする予定です。

Q 第二次検定はいつ受検できるのですか？

A 「第一次検定のみ」の合格者は、合格の翌年度以降に、第二次検定の受検資格の要件である実務経験年数を満たすことで、第二次検定を受検することができます。(※「16.1 第二次検定の受検資格」を参照)

Q 第二次検定に合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。詳しくは最寄りの労働局または労働基準監督署へお問合せください。※詳細は、「第一次検定・第二次検定」または「第二次検定のみ」の受検の手引をご覧ください。(受検の手引は、当協会ホームページでも掲載しています。)

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。※詳細は、「第一次検定・第二次検定」または「第二次検定のみ」の受検の手引をご覧ください。(受検の手引は、当協会ホームページでも掲載しています。)

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (受付時間：平日の9:30～12:00、13:00～17:30)
なお、土・日曜日および祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

令和3年 月 日

令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

申込時の第一次検定希望受検地	受検番号(注1)

(注1)：受検票に記載(令和3年12月8日発送予定)。未着等で不明の場合は、記入不要です。

フリガナ			生年月日
氏名 (申込時)	(氏)	(名)	昭和 平成
			年 月 日

※以下の変更事項の該当番号に「○」をつけて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更 (郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。)

フリガナ	
住所 (注2)	(〒 -) (Tel - -)

(注2)：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更 (戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。)

フリガナ			上記申込時の氏名から左記氏名に変更
氏名 (変更後)	(氏)	(名)	

③本籍の変更 (戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。)

旧本籍(都道府県名)	→	新本籍(都道府県名)	※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

④希望受検地の変更

第一次検定・第二次検定(筆記)		第二次検定(実技)	
(当初)	(変更)	(当初)	(変更)
(変更理由)			

⑤その他の変更

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 (Tel 03-3433-1575)
FAX送信先(注3)	03-3433-0401 (一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注3)：FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和 3 年度 2 級建設機械施工管理技術検定受検取消届

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検 定 試 験	2 級建設機械施工管理 [☒ 第一次検定・ ☐ 第二次検定]
取 り 消 し 種 別	☐ 第 1 種・ ☐ 第 2 種・ ☐ 第 3 種・ ☐ 第 4 種・ ☐ 第 5 種・ ☐ 第 6 種
※ 受 検 地 また は 受 検 番 号	
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先 電 話 番 号	
送 付 先 住 所	〒

※受検票送付前の方は「受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

署名_____

※署名は自筆で、正確に楷書で記入してください。

問 合 せ 先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部（Tel 03－3433－1575 ）
FAX 送信先 (注)	03－3433－0401（一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて）
郵送先住所	〒105－0011 東京都港区芝公園 3－5－8 （上記試験部あて）

(注)：FAX 送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

- 日付は送付日とし、必ず記入してください。
- 郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。
- 所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。